

昭島市 児童発達支援計画 を策定します

本計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間です。基本理念や計画の基本的な考え方についてお知らせします。

計画の基本理念

要配慮児童が地域の一員として 自立することを支援する

要配慮児童：心身の発達において特別な配慮が必要と思われる0～18歳未満の児童

基本理念の実現に向け、4つの基本的視点を定めました

基本的生活習慣の構築

人が社会生活を営んでいくためには、自らがものごとを選択・決定し、取り組むことが大切であり、その基礎となる食事・排せつ・衛生・衣服の着脱、整理整頓などに関する生活習慣の構築が必要です。個々の成長・発達に応じた基本的生活習慣を身につけることができるよう、適切な支援に努めます。

要配慮児童の自立に向けた環境整備

要配慮児童の自立に向けては、児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され心身ともに健やかに育成されるよう、個々の自立への道筋を明確にするとともに、その特性に配慮した、継続的・長期的支援を行い、地域の一員として自立できる環境整備に努めます。

個の理解を深める

発達障害に関する知識は、近年、様々な場所で周知されるようになり、意識の高まりが見受けられます。しかし偏った知識や決めつけにより、要配慮児童やその保護者、子どもを取り巻く人たちが悩み混乱することも散見されます。障害の有無や診断名のみに関わらず、子どもの困りごとに寄り添い、自尊心や自分らしさを前向きに持てるよう、要配慮児童一人ひとりの理解に努め、保護者や支援者、地域住民の子どもへの発達に対する理解の醸成に努めます。

社会への信頼感を育てる

地域の一員として自立していくためには、自分がまわりに受け止められている安心感や、人への信頼感が必要です。社会への信頼感を育てるため、特性や年齢に即した方法で情緒面の発達を促し、人と関わる力の基礎を培います。



計画策定への基本的視点をふまえた、5つの基本目標を定めました。この基本目標をもとに、基本的な取組を示します。

1 早期の気づきと早期対応の充実

● 児童における発達障害その他の要配慮状態に早期に気づき、適切な療育・支援に結びつけます。

基本的な取組

- ・保護者への理解の促進
- ・早期の気づきから早期の支援に向けた取組
- ・幼稚園・認定子ども園・保育所等における支援の充実

2 学齢期における支援の充実

● 共生社会の実現に向けてすべての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人一人の教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していきます。

基本的な取組

- ・就学後における早期の気づきと支援
- ・個々の児童の特性にあった支援
- ・昭島市における特別支援教育の推進
- ・継続した相談体制の構築と情報の共有化

3 関係機関との連携体制の構築

● 保健・医療・福祉・教育・就労など、多様な関係機関の連携体制を構築し、要配慮児童に対し、ライフステージを通じた途切れのない支援を行います。

基本的な取組

- ・連携体制の構築
- ・個別支援会議の開催
- ・社会的・職業的自立の促進
- ・就労に向けての連携

4 保護者への支援体制の整備と充実

● 保護者の我が子の育ちについての将来への不安を軽減し、悩みを抱えて孤立することがないように、成長していく姿を思い描けるような助言や生活上の助言、保護者相互の交流などによる支援体制の整備を図ります。

基本的な取組

- ・相談体制の充実と支援の周知
- ・保護者相互の交流の促進

5 要配慮児童を取り巻く環境の整備

● 人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、要配慮児童とその保護者を取り巻く環境の整備に努めます。

基本的な取組

- ・理解・啓発
- ・人材育成



市民の皆様からのご意見をおまちしております。

意見書に「住所」、「氏名」、「意見書名」を明記のうえ、次のいずれかの方法でご提出ください。（様式は問いません）口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承願います。

① 担当課の窓口へ持参 ② 担当課へ郵送 ③ 担当課へファックス ④ 担当課へメール送信

意見の提出期間：令和3年9月1日（水）から令和3年9月22日（水）

午後5時まで 郵送の場合は令和3年9月22日（水）の消印有効

◎問い合わせ及び提出先：子ども家庭部子ども育成課児童発達支援担当

〒196-0012 昭島市つつじが丘3-3-15 アキシマエンス校舎棟1階教育・発達総合相談内

電話：042-519-2247 FAX：042-519-2803

E-mail：hattatusien@city.akishima.lg.jp